

消防設備点検資格者講習事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法第17条の3の3の規定により、一定の防火対象物の管理権原者は、消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防設備点検資格者等に定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

消防設備点検資格者の資格は、消防法施行規則第31条の6第6項で規定され、法人で消防庁長官が登録するものの行う講習の課程を修了することにより取得できる。この資格は、特種（特殊消防用設備等）、第1種（主として機械系統の設備）及び第2種（主として電気系統の設備）に区分されている。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

※第2項～第6項（略）

7 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一 法第17条の6に規定する消防設備士

※第2号～第10号（略）

8 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

※第1号～第5号（略）

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

〔登録講習機関〕

第31条の7 前条第6項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第1条の4第2項から第7項までの規定は前項の申請について、同条第8項から第22項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第1条の4第3項中「令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第1号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び回収の方法」と、同条第10項中「第2条の3に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第12項中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「消防設備点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第16項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは

「免状を交付した日からこれを六年間」と、「別記様式第1号による修了証」とあるのは「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

第1条の4

※第1項（略）

- 2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類
 - イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項
 - ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項
 - ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項
 - ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項
 - 三 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。
 - 一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。
 - イ 令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者
 - ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者
 - ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。
 - 三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。
 - ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第1号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。
 - ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - 一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三 第21項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

※第5項～第22項（略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備安全 センター	9010405 001030	平成 16 年 9 月	住所：東京都港区虎ノ門 2丁目9番16号 電話：03-5422-1491	消防法施行規則第31条の 7第2項で準用する同規則 第1条の4第3項各号に定 める要件を満たしているた め

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fesc.or.jp/09/pdf/tesuuryou/h26.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在） 改正の必要なし。